

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）に基づき、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付書類)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発行為の許可」という。）を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項に規定する書類のほか、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項の規定により交付を受けた開発区域の登記事項証明書及び地図の写し並びに法第33条第1項第12号及び第13号に規定する事項を証する書類を添付しなければならない。

(工事着手届)

第3条 開発行為の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届（様式第1号）に、工程表（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

(工程報告)

第4条 開発行為の許可を受けた者は、工事があらかじめ市長の指定する工程に達したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(開発行為許可標識の掲示)

第5条 開発行為の許可を受けた者は、開発行為許可標識（様式第3号）を、工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(開発行為変更許可申請書)

第6条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（様式第4号）による。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に定めるもののほか、不動産登記法第119条第1項の規定により交付を受けた開発区域の登記事項証明書及び地図の写し並びに法第33条第1項第12号及び第13号に規定する事項を証する書類を添付しなければならない。

(開発行為変更届)

第7条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届(様式第5号)により行われなければならない。

(開発区域内における建築等制限解除申請書)

第8条 法第37条第1号の規定による制限の解除を受けようとする者は、開発区域内における建築等制限解除申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(制限区域内における建築の許可申請書)

第9条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限区域内における建築の許可申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(予定建築物等以外の建築等の許可申請書)

第10条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継届)

第11条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、遅滞なく、地位の承継届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の承認申請書)

第12条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、遅滞なく、地位の承継の承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出)

第13条 第2条から前条まで(第5条を除く。)に規定する市長に提出する申請書等の提出部数は、市長が別に定めるものとする。

(開発登録簿の閲覧所)

第14条 省令第38条第1項の規定により設ける開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を磐田市役所に置く。

(開発登録簿の閲覧手続)

第15条 閲覧所において、法第46条に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定事項を記入の上、係員の承認を得なければならない。

ない。

(持ち出しの禁止)

第16条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧時間等)

第17条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、磐田市の休日を定める条例（平成17年磐田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の拒否等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 第15条及び第16条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(登録簿の写しの交付申請)

第19条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明書)

第20条 省令第60条の規定による証明書の交付を請求しようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可申請書等)

第21条 法第52条の2第1項、第53条第1項又は第57条の3第1項の規定による許可に係る申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書)

第22条 法第65条第1項の規定による許可を受けようとする者は、都市計画事業の事業地内における

建築等の許可申請書（様式第13号）に位置図、配置図及び行為の内容を示す図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（身分証明書の様式）

第23条 法第27条第1項及び第2項の証明書は、様式第14号によるものとし、法第82条第2項の証明書は、様式第15号によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の都市計画法施行細則（平成15年磐田市規則第22号）の規定によりなされた申請その他の手続は、この規則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日までに、都市計画法施行細則（昭和45年静岡県規則第48号）の規定によりなされた申請その他の手続は、この規則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月17日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第36号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

工 事 着 手 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法施行細則第3条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日 完 了 予 定	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 予 定
工 事 施 行 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号
現 場 管 理 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号

100cm 以上		80cm 以上
開発行為許可標識		
許可年月日番号	年 月 日 第 号	
許可者	磐田市長	
許可を受けた者の住所、氏名(法人 にあつては、名称及び代表者氏名)		
工事施行者住所、氏名(法人にあつ ては、名称及び代表者氏名)		
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積	平方メートル	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事現場管理者氏名	電話番号	
予定建築物の用途		
		80cm 以上

開発行為変更許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の2第2項の規定により申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他必要な事項	
変更の理由		
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	
* 受付番号	年 月 日 第 号	
* 変更の許可に付した条件		
* 変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

- (注) 1 *印のある欄は、記載しないこと。
 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付すること。

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所

〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏 名

〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する 土地の区域	
予定建築物等の用途、構造	
申請の理由	

添付書類

- 1 申請地位置図……S=1/1,000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示すること。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図……S=1/100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- 3 現況写真……手札判程度の大きさのもの

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住 所 〔 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等 (用途、規模、棟数)	
申請の理由	

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開 発 行 為 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 物 等 の 用 途 又 は 用 途 変 更 し よ う と す る 建 築 物 等 の 用 途	
申 請 の 理 由	

地 位 の 承 継 届

年 月 日

磐田市長

届出者 住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	
被承継人の住所 氏 名	
承継の理由	
承継年月日	

添付書類 承継の事実を証する書類

地位の承継の承認申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]
電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の住所 氏名	
承継の理由	
権原を取得した年月日	年 月 日

(添付書類 権原の取得を証する書類)

開発登録簿謄本交付申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画法第 47 条第 5 項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発行為許可を受けた者の氏名	
開 発 区 域 の 名 称	
謄 本 の 必 要 枚 数	枚
使 用 の 目 的	

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m ²)	
建 築 物 等 の 用 途		
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

※上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

磐田市長



- (注) 1 ※印の部分には、記入しないこと。
 2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

都市計画法第 65 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業地内における建築等の許可を申請します。

行 為 地				
行 為 の 種 別	土地の形質の変更 工作物の建設	建築物の建築 重量が 5 トンを超える物件の設置又はたい積		
行為の概要	建 築	構 造	(階数) 階 (主要建造物) 造	
		新築、改築等の別	新築 増築 改築 移転	
		面 積	敷地面積 平方メートル 建築面積 平方メートル 延べ床面積 平方メートル	
		用 途	住宅 商店 工場 倉庫 その他()	
	その他の行為	目 的		
		内 容		
面 積		敷地面積 平方メートル 行為面積 平方メートル		
行 為 の 期 間	許可の日から 着工の日から	日以内着手 日以内完了		
土 地 の 利 用 関 係	自己所有地 借地 占用許可地	その他()		

(表)

第 号	身分証明書
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 25 条第 1 項の規定による立入り並びに同法第 26 条第 1 項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
磐田市長	印

5.8 センチメートル

8.5 センチメートル

(裏)

都市計画法抜すい

(調査のための立入り等)

第 25 条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第 26 条 前条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。

(表)

第 号
身分証明書
職氏名
年 月 日生
上記の者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 82 条第 1 項の規定により、立入検査をする権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
磐田市長 印

8.5 センチメートル

5.8 センチメートル

(裏)

都市計画法抜すい

(立入検査)

第 82 条 国土交通大臣、都府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。